

安全管理規程

自動車運送事業関係法(道路運送法および
貨物自動車運送事業法)の一部改正に伴い
当社の「安全管理規程」を次のように制定し、
平成18年10月1日付けで施行します。

平成18年10月 1日制定

平成18年10月 1日施行

平成20年10月 1日改訂

平成22年 7月 1日改訂

平成23年 4月 1日改訂

平成26年 7月 1日改訂

平成27年 7月 1日改定

名称 レンゴーロジスティクス株式会社

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は(以下「本規程」という)、貨物自動車運送事業法に基づき輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程はレンゴーロジスティクス株式会社の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための、事業運営の方針

(輸送の安全を確保するための、事業運営の方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し安全対策を常に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、ホームページ等を通じ、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および「本規程」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施すること。
- (6) 協力会社の安全確保を阻害するような行為を行わない。さらに可能な範囲について、協力会社の安全性向上に努力するよう努める。

(目標の設定)

第5条 前条に掲げる施策に基づき、目標を策定する。

(計画の作成)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための、事業実施およびその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務および管理の状況が適切かどうかを常を確認し、必要な改善の指示を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者および運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な管理者
- 2 運輸本部長は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、管内所長を統括し指導監督を行う。
- 3 営業所長は、運輸本部長の命を受け輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全管理規程附則による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 社長は、貨物自動車運送事業法安全規則第2条の六に規程する要件を充たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。
 - (4) 安全統括管理者が病気等の理由により、その職務を遂行できない場合は、社長が適任者を指定し、その者が臨時にその職務を代行する。

第10条 安全統括管理者の責務は次の事項とする。

- (1) 全社員に法令遵守と輸送の安全確保が最重要という意識を徹底させること。
- (2) 輸送の安全確保についての実施・管理体制を確立し維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を確実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時内部監査を行い社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 安全統括管理者は、経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有できるように努める。

また、安全を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず直ちに関係者に伝え適切な対処策を講ずる。

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める運行管理規程附則による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 社長は安全統括管理者から、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全のために必要と認める場合には、輸送の安全のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育および研修計画、輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容については、毎事業年度の経過後、100日以内にホームページ上等において公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録しこれを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録および保存の方法は適切に行う。

附則 本規程は、平成18年10月1日から実施する。

平成20年10月1日改訂

平成22年 7月1日改訂

平成23年 4月1日改訂

平成26年 7月1日改訂

平成27年 7月1日改訂

安全管理規程附則

平成18年10月 1日制定

平成18年10月 1日施行

平成19年 7月 1日改訂

平成20年 7月 1日改訂

平成20年10月 1日改訂

平成22年 3月 1日改訂

平成22年 7月 1日改訂

平成23年 4月 1日改訂

平成26年 7月 1日改訂

平成27年 7月 1日改訂

名称 レンゴーロジスティクス株式会社

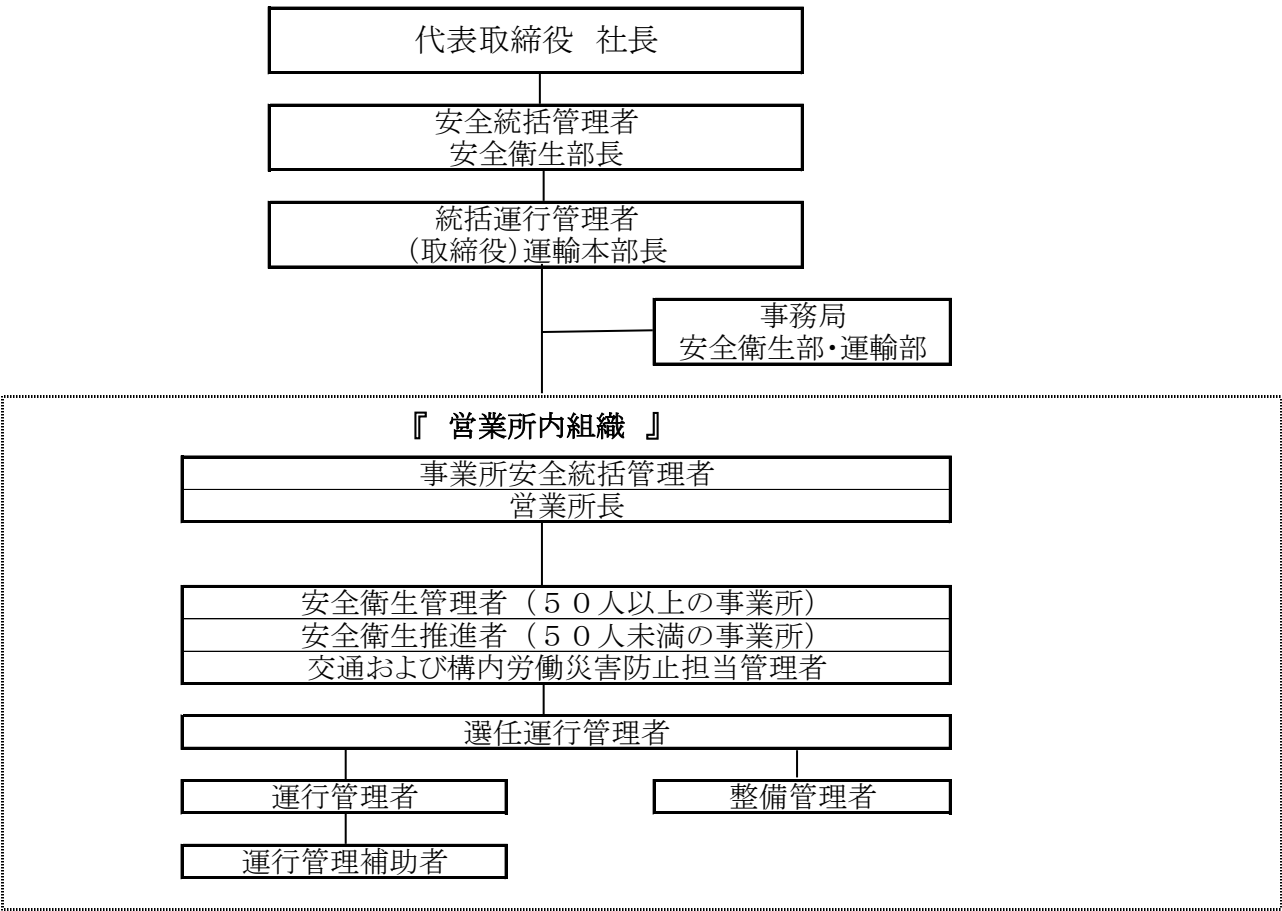
第1章 総則

(目的)

第1条 この規程附則は、交通および構内労働災害に対する事業主の基本姿勢と管理者および運転者が行うべき対策等を明確にするとともに、対策等を積極的に推進することにより、交通および構内労働災害の防止を図ることを目的とする。

(安全管理体制等)

- 第2条 労働安全衛生法および貨物自動車運送事業法に基づき、交通および構内労働災害防止担当管理者、安全衛生管理者または推進者および運行管理者、整備管理者を選任し、それぞれが事業場における安全衛生管理の業務および安全な運行の管理を行う。
- 2 交通および構内労働災害防止対策を効果的に実施するため、交通および構内労働災害防止担当者と連携し、一体となって管理を行う。
- 3 統括運行管理者の責務は次の事項とする。
- (1) 全社員に法令遵守と輸送の安全確保が最重要という意識を徹底させる。
 - (2) 輸送の安全確保についての実施、管理体制を確立し維持する。
 - (3) 随時、経営トップに報告するとともに、必要な改善意見を具申する。
 - (4) 運行管理者や整備管理者の統括管理を行う。
 - (5) 社員に対する必要な教育・研修を実施する。
- 4 交通および構内労働災害防止担当管理者は次の業務を行う。
- (1) 交通および構内労働災害防止推進計画の作成
 - (2) 適切な労働時間等の管理及び走行管理
 - (3) 教育等の実施、安全意識の高揚等
 - (4) 交通および構内労働災害発生時の処理、再発防止対策
- 管理組織は次とする。



5 安全衛生委員会の設置

(1) 交通および構内労働災害を防止し、より円滑で安全な業務を推進するため、事業所総括管理者、安全衛生管理者または推進者、選任運行管理者、選任整備管理者および運転者代表をもって安全衛生委員会を設置する。

(2) 同委員会は安全衛生に関する事項、交通事故に関する事項等について分析、審議する。

6 交通および構内労働災害の防止を効果的に推進するために安全衛生委員会で調査審議の上、次の事項について定める交通および構内労働災害防止推進計画を作成する。

(1) 過去の交通および構内労働災害の発生状況等を考慮した具体的な目標

(2) 基本的実施事項

(3) 重点とする実施事項

(4) 実施事項の実施時期又は実施期間

(5) 実施責任者及び実施者

第2章 権限及び職務

(権限)

第4条 交通および構内労働災害防止担当管理者及び安全衛生管理者または推進者、運行管理者および整備管理者(以下「管理者等」という。)は、この規程に定める職務を遂行するために必要な指揮命令権を有するものとする。

2 管理者等は、交通事故防止及び安全運行の確保に関する必要な事項を担当役員に助言することができるものとする。担当役員は管理者等から助言があった時は、これを尊重しなければならない。

(職務)

第5条 管理者等は、労働安全衛生法、貨物自動車運送事業法に規程する事項及びこの規程に定める事項について誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

2 運転者は、交通および構内労働災害を防止するため、事業者、管理者等の指示等の必要な事項を守るほか、実施する交通労働災害に関する措置に協力することにより、交通および構内労働災害の防止に努めるものとする。

(適正な労働時間等の管理・走行管理)

第6条 管理者等は、運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき運行管理を行う。

2 貨物自動車運転者の拘束時間は1日について13時間、1ヶ月について293時間以内とする。
ただし、労使協定における月度の最大時間までは可能である。

3 運転時間は2日を平均して1日当たり9時間、2週間を平均して1週間あたり44時間以内とする。

4 連続運転時間は4時間以内とする。

(運行計画書の作成)

第7条 運行経路、連続運転時間、休憩時間、荷役時間、手待時間、睡眠時間等が明確にされた運行計画書を作成する。

2 事前に運行経路を調査し、交通渋滞・交通障害・事故多発箇所・事故発生のおそれのある箇所を明確にし、運転者に警告する。また、必要があれば、運行経路変更を指示する。

- 3 運行後、運転日報、安全運転日報、運賃日報、ETC利用履歴明細表を運転者に提出させ、次の事項等を確認の上、運行計画に従って適切な運行がなされているかを確認し、必要に応じて指示・指導を行う。

- (1) 運転従事時間はどうか。
- (2) 実労働時間はどうか。
- (3) 連続運転時間はどうか。
- (4) 休憩時間はどうか。
- (5) 社速を超えて走行していないか。
- (6) 急加速、急減速をしていないか。
- (7) 居眠運転と思われる兆候はないか。

(健康診断)

第8条 運転者に対して雇入れ時及び年2回の定期健康診断を実施し、その結果に基づいて健康状態を総合的に把握し、必要に応じて受診指導や保健指導を行う。

- 2 健康障害が発見された場合には、その所見、程度により事後措置を徹底する。

(点呼)

第9条 安全な走行を確保するため、乗務前、乗務後、中間の点呼を以下の点に留意しながら確実に実施する。

- (1) 乗務前点呼

- ① 所定のアルコール検知器にて、アルコールの残量数値を確認する。
- ② 運転者の健康状態の良否の確認。
- ③ 運行経路、経路中における運行上注意すべき個所の指示。
- ④ 運行及び荷役作業に当って注意すべき事項の確認。
- ⑤ 予想される天候等に応じた注意事項。

- (2) 乗務後点呼

- ① 運転日報、安全運転日報、運賃日報及びETC利用履歴明細票の提出を求める。
- ② 運行状況及び運行中における車輛の状態。
- ③ 運行経路における交通状態・道路工事等の障害、交通事故等の状況。
- ④ 運行途中におけるヒヤリ・ハット等の報告。

- (3) 中間点呼

運行が2泊3日以上の場合には、毎日指示した時間に運行管理者等に電話等をさせて点呼を行う。

運転手に携行させているアルコール検査器での、アルコールの残量数値を報告させる。

作業の遂行状況、運転者の健康状態等を把握するとともに、必要に応じて適切な指示を行う。

(点検)

第10条 自動車等の安全を確保するため、「自動車点検基準」に基づき、次の要領で点検を行う。

- (1) 運行前点検

- ① 「自動車点検基準」に定められた個所・・・運行マニュアル「日常点検整備(運行前)」順守。
- ② ロープ・ワイヤー、荷締め器等の点検。

- (2) 途中点検

長距離運行の場合は、運行経路の途中において、自動車及び荷の状態について、点検を行わせること。

なお、運行途中の点検については運行計画に盛り込むこと。

(3) 終業点検

運行後、運行前点検に準じて点検を実施し、異常を発見した時は、修理その他の措置を講ずること。

(安全パトロールの実施)

第11条 管理者等によるパトロールを行い、営業所の安全管理業務及び帳票管理等の状態、不適切な運転操作を行っている運転者に対して必要な指導を行う。

(運転適性検査)

第12条 運転者の持つ生理的・心理的運転特性及び弱点(ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視聴覚機能等)を科学的に把握し、安全運転に役立つようアドバイスを与えるため、自動車事故対策センターによる運転適性検査を受診させる。

2 受診時期は次のとおりとする。

- ①運転者を雇入れたとき
- ②重大な交通事故を発生させたとき
- ③60歳定年後、再雇用するとき

第3章 教育及び訓練

(交通労働災害防止管理教育)

第13条 管理者等に対して、労働安全衛生法に基づく指針の定めや貨物自動車運送事業輸送安全規則の定めるところにより能力向上のための教育、研修を実施する。

2 交通労働災害防止に関する適切な管理や指導を行える安全運転に関する知識・技能の向上を図る専門的な教育及び交通労働災害防止のための規程の内容等について教育を行う。

(雇入れ時等の教育)

第14条 新規雇入れ運転者に対して労働安全衛生法第59条第1項の規程により行う雇入れ時教育において、交通法規の遵守、運転時の注意事項、運行前点検の励行等の運転者が遵守すべき事項について教育を行うとともに、必要に応じて主任、課長、所長等が添乗することにより、実地に指導を行う。

2 教育内容に次の事項を含める。

国土交通省通知第1366号に準拠した指導、教育を実施する。

- ①貨物自動車の構造の概要、特性、操作方法
- ②安全運転に対する知識
- ③荷に対する知識
- ④荷の積載・固縛の方法(ロープ掛け・シート掛けを含む)及び作業手順
- ⑤荷の取卸し、固縛の取り外し方法(ロープ外し・シート外しを含む)及び作業手順
- ⑥点検、整備の方法及びその作業手順
- ⑦整理、整頓及び清掃に関する事項
- ⑧健康保持及び作業に伴う疾病予防に関する事項
- ⑨事故時等における応急措置及び危険回避の方法

3 フォローアップ教育として入社1年間は定期的に個別面談を実施する。

面談のテーマに次の事項を含める。

- ①点検、整備の手順の習得状況の確認
- ②荷に対する知識の習得状況の確認

- ③積込、荷降し手順の習得状況の確認
- ④運行マニュアルの習得状況の確認
- ⑤交通危険予知訓練による安全運転度合いの確認
- ⑥災害危険予知訓練による安全作業度合いの確認
- ⑦添乗による安全運転度合いの確認

(安全教育)

第15条「決めたこと」「決められたこと」が守られていると事故・災害・クレームは撲滅できる、という大原則の上に立ち「決めたこと」「決められたこと」が守られる風土づくりをめざす。

〔会議〕

1.定例全体会議

- ・「決められたこと」が守られているかを確認し、出入先からの情報をフィードバックする。
- ・新たに「決められたこと」について確認する。

2.定例役職者(職制)会議

- ・個別面談の結果をフィードバックし、感想を聞く。
- ・新たな社内ルール、マナーを検討する。

3.個別面談

- ・「決められたこと」について意見を聞き、会社の方針を説明する。また、建設的な意見については、取り上げる。